

**2017年度税制改正大綱のポイント
～積立NISAの導入・配偶者控除見直し～**

**大和総研 金融調査部
研究員 是枝 俊悟**

本日の構成

1. 2017年度税制改正大綱の概要

2. NISAの見直し

- (1)積立NISA(案)の概要
- (2)積立NISA(案)の対象銘柄
- (3)NISAのロールオーバー限度額の撤廃
- (4)現行NISAと積立NISA(案)、どちらを選ぶ？

3. 配偶者控除の見直し

- (1)改正の概要
- (2)増税・減税になる世帯は？
- (3)女性の働き方への影響は？
- (4)証券投資への影響は？

1. 2017年度税制改正大綱の概要

所得税	<ul style="list-style-type: none">・配偶者控除の見直し・医療費控除について税務署への領収書提出が不要に
証券税制	<ul style="list-style-type: none">・積立NISAの導入・NISAのロールオーバー限度額を撤廃
法人税	<ul style="list-style-type: none">・2%以上の賃上げを行った企業に減税・研究開発税制の見直し(研究開発費を大きく増やした企業に減税)・スピノフ税制の整備
国際課税	<ul style="list-style-type: none">・タックスヘイブン対策税制の見直し
固定資産税	<ul style="list-style-type: none">・タワーマンションの評価を見直し(高層階を増税・低層階を減税)
車の税制	<ul style="list-style-type: none">・エコカー減税の基準を厳格化
酒税	<ul style="list-style-type: none">・ビール類の税率を10年かけて一本化

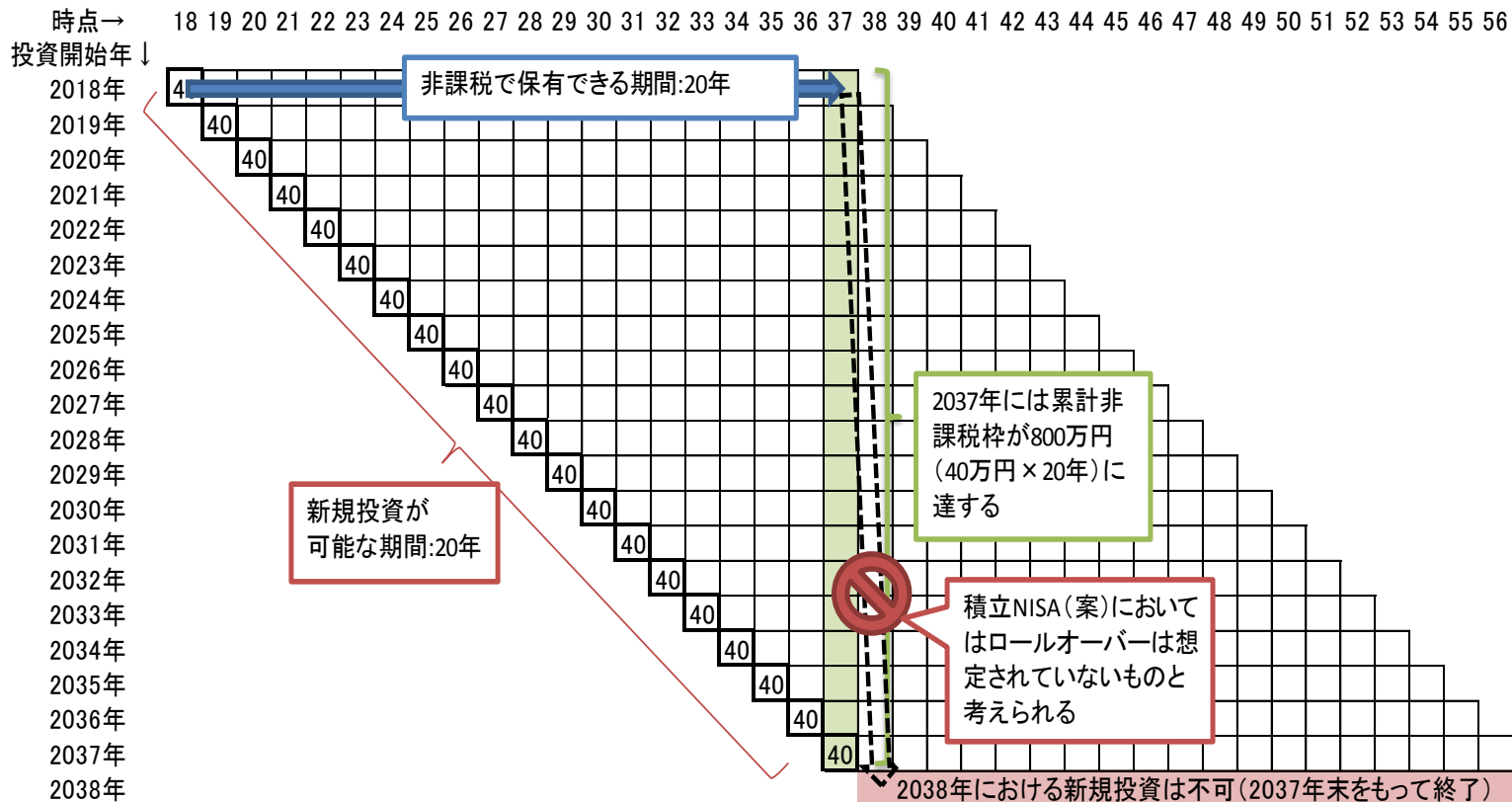
(出所) 自由民主党・公明党「平成29年度税制改正大綱」(以下、大綱)および現行法令をもとに大和総研作成

2. NISAの見直し (1)積立NISAの概要

	積立NISA(案)	現行NISA
商品の購入方法	定期かつ継続的な方法による買付け	単発で金融商品を購入することも、定期・定額で購入することも可能
投資対象商品	公募等株式投資信託のうち累積投資に適した商品性を有するもの	上場株式、公募株式投信、REIT、ETFなど
非課税対象	分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益
新規投資が可能な期間	2018年～2037年(20年間)	2014年～2023年(10年間)
運用益非課税で保有できる期間	最長20年間	最長5年間 (ただし、ロールオーバー可能)
各年の非課税枠	40万円	2014年・2015年…100万円 2016年以後…120万円
非課税枠の累計	40万円×20年間=800万円	120万円×5年間=600万円
両制度の関係	現行NISAと積立NISA(案)は年単位で選択制	

(出所)大綱および現行法令をもとに大和総研作成

積立NISA(案)のイメージ



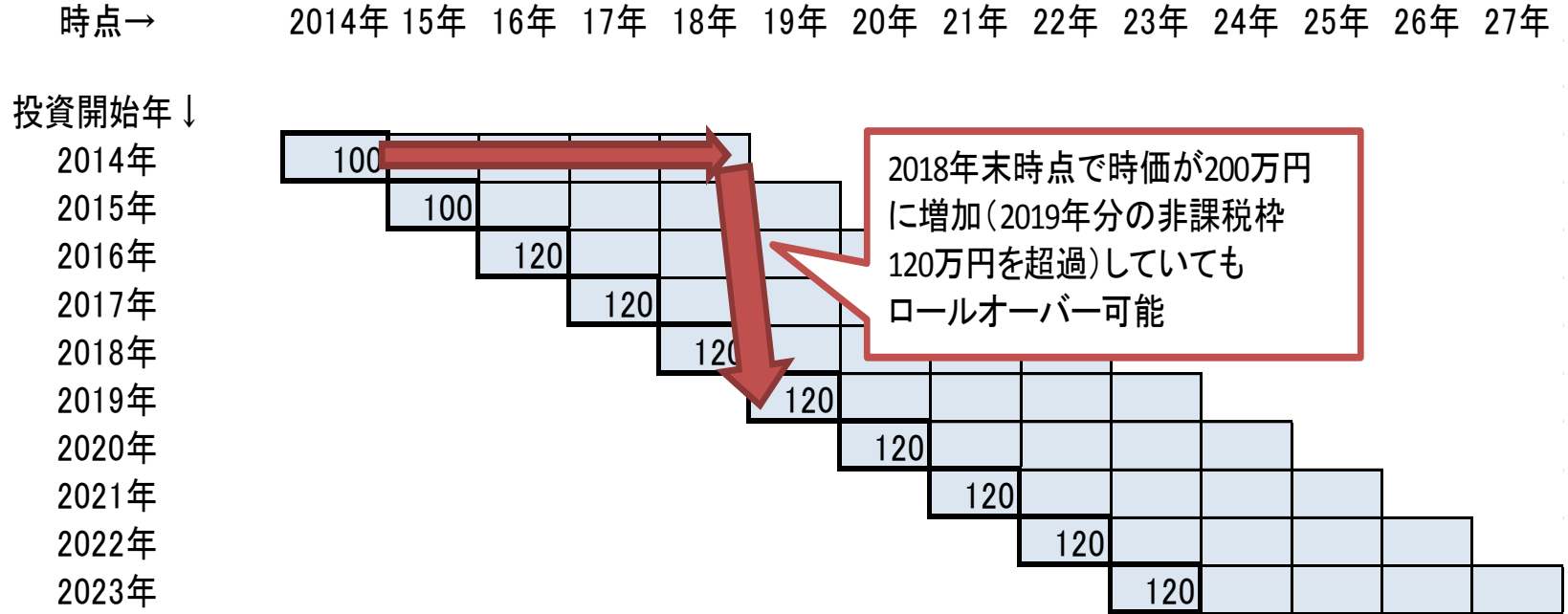
(出所) 大綱をもとに大和総研作成

(2)積立NISA(案)の対象銘柄

公募等株式投資信託(公募または上場の株式投資信託)のうち、累積投資に適した商品性を有するものとして次に掲げる事項が投資信託約款に記載されているもの

- ① 信託契約期間の定めがないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること
- ② 収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと
- ③ 信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと
- ④ その他一定の事項

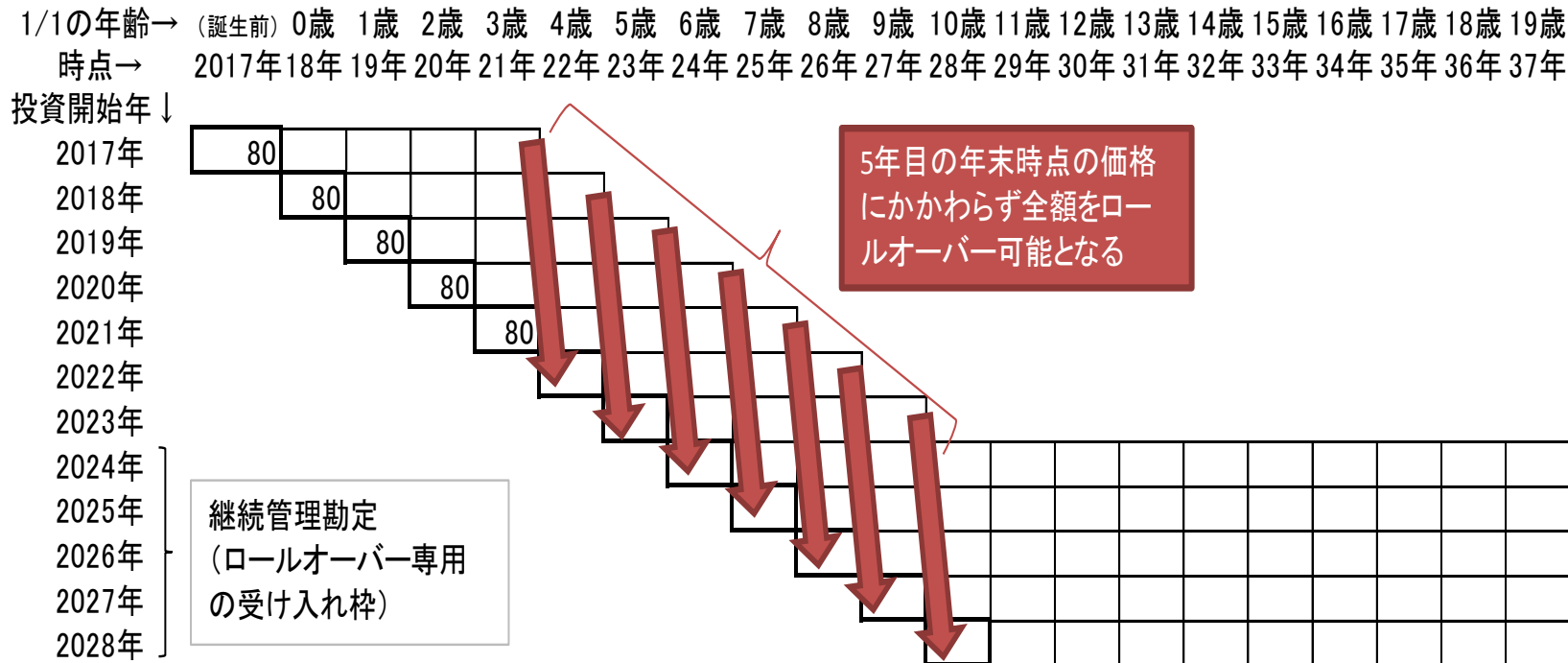
(3) NISAのロールオーバー限度額の撤廃



(注) 図中の金額はロールオーバーによらない原則の非課税枠(単位:万円)を示す。

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

改正後のジュニアNISAのイメージ (2017年に0歳で口座開設した場合)



(出所) 大綱をもとに大和総研作成

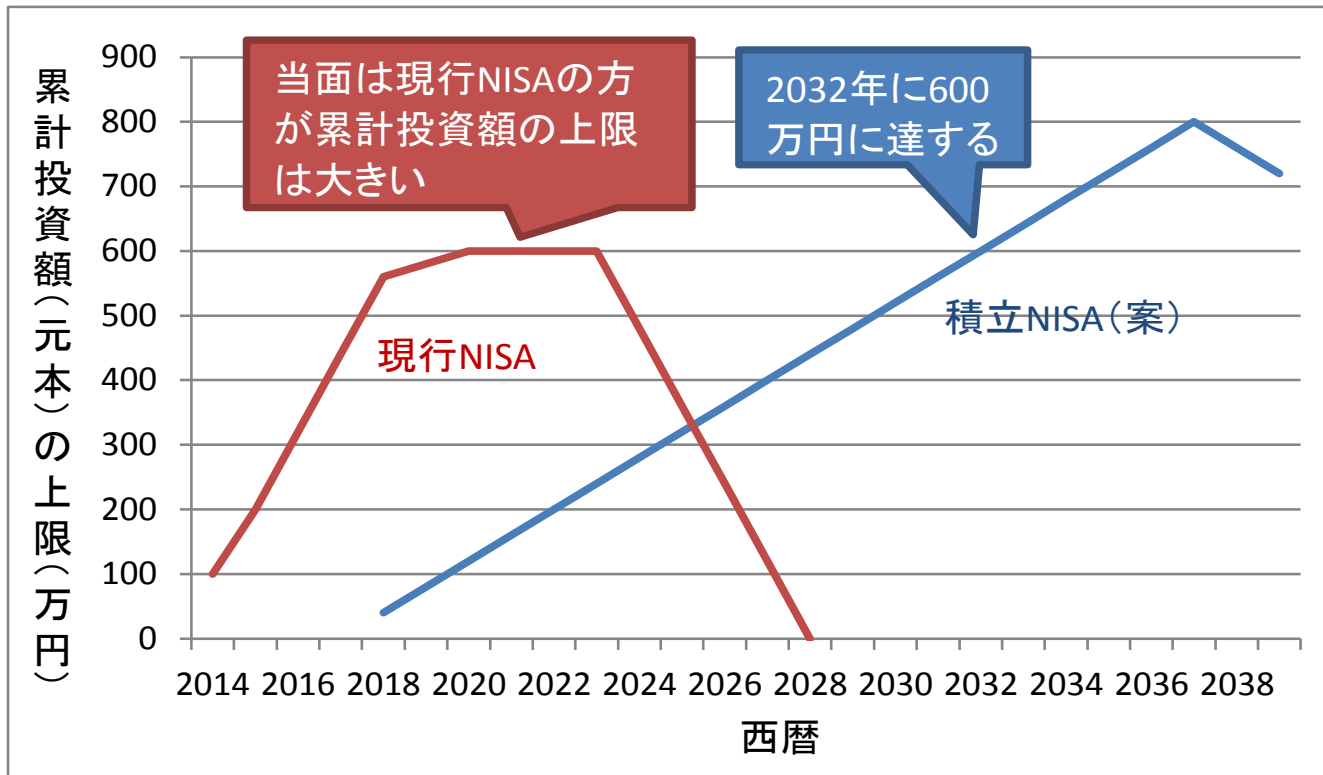
(4) 現行NISAと積立NISA(案)、どちらを選ぶ？

	積立NISA(案)		現行NISA(大綱による改正後)	
投資方法	×	定期かつ継続的方法に限定	○	単発の金融商品を購入も、定期・定額で購入も可能
投資対象商品	×	公募株式投信、ETFのうち一定の要件を満たすものに限定(個別の上場株式やREITは不可)	○	上場株式、公募株式投信、REIT、ETFなど
新規投資が可能な期間	○	2018年から2037年まで20年間	×	2014年から2023年まで10年間
運用益非課税で保有できる期間	○	最長20年間 (ロールオーバーは不可と考えられる)	×	最長5年間 (ただし、ロールオーバーにより最長10年間とできる)
各年の非課税枠	×	40万円	○	2016年以後…120万円
非課税枠の累計	○	40万円×20年間=800万円	×	120万円×5年間=600万円

(注) 積立NISA(案)と現行NISAを比較して自由度が高く有利な方(限度額が大きい、対象が広い、等)を○、不利な方を×とした。

(出所) 大和総研作成

累計投資額(元本)の上限の推移



(注) 現行法令と大綱記載の内容を考慮。現行NISAと積立NISA(案)を併用する場合は考慮していない。

(出所) 現行法令、大綱をもとに大和総研作成

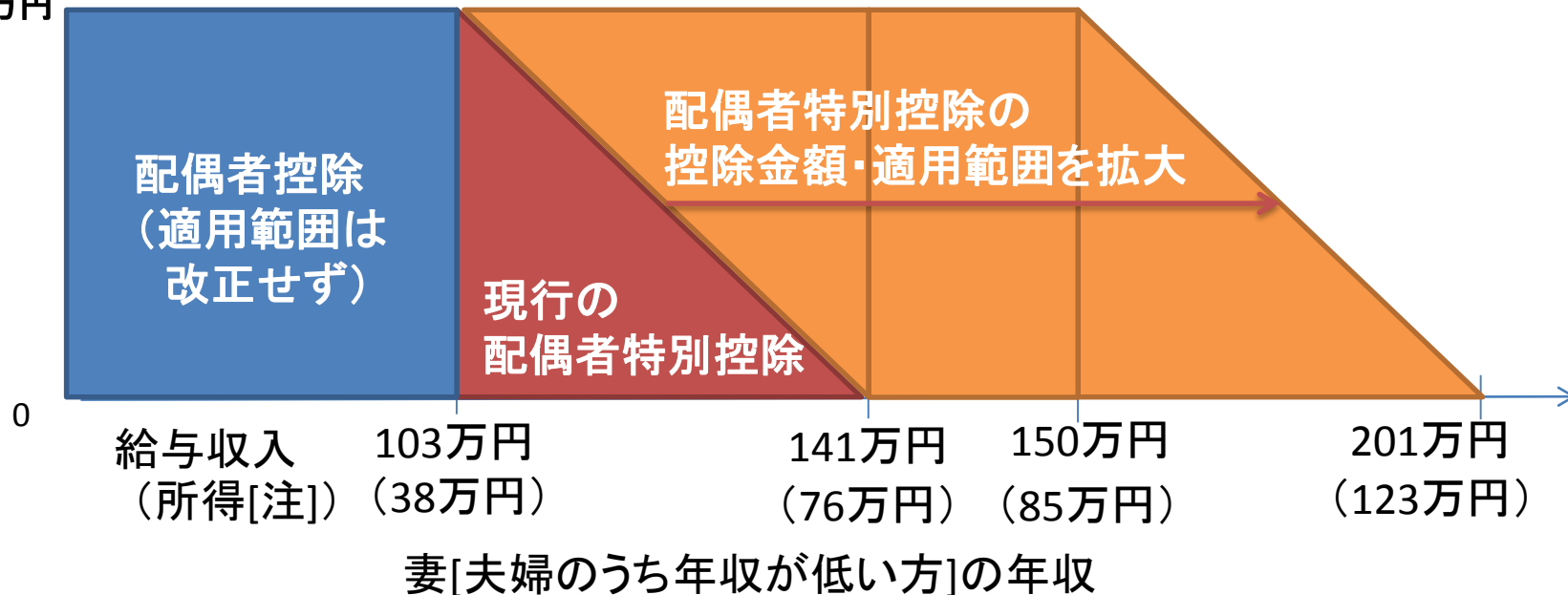
現行NISAと積立NISA(案)、どちらが向いているか？

	積立NISA(案)が向いている人	現行NISAが向いている人
売買を行う 時期の希望	定時・定額で買い付ける時間分散投資を行って、平均的な買付コストを低く抑えることを狙いたい	株価の変動を見極めて、価格が低い時期に買い付けて、価格が高い時期に売り抜けることにより、売買益を狙いたい
投資対象商品の 希望	分散投資された公募株式投信・ETFを購入することでボラティリティを抑え市場平均のリターンを狙いたい	自分で投資対象を考え、個別の上場株式やREITなどに投資することで市場平均を上回るリターンを狙いたい
投資資金 の性質	手元に預貯金等はあまりなく、これからの毎月の家計の黒字分を使って投資していきたい	これからの毎月の家計の黒字分に加えて、現在手元にある預貯金等も投資に振り向けたい
投資金額	投資に振り向けられるのは年間40万円の範囲内	年間40万円を超えて投資を行いたい

(出所)大綱および現行法令をもとに大和総研作成

3. 配偶者控除の見直し (1) 改正の概要 妻(年収のうちの少ない方)の年収でみた場合

所得控除額
38万円

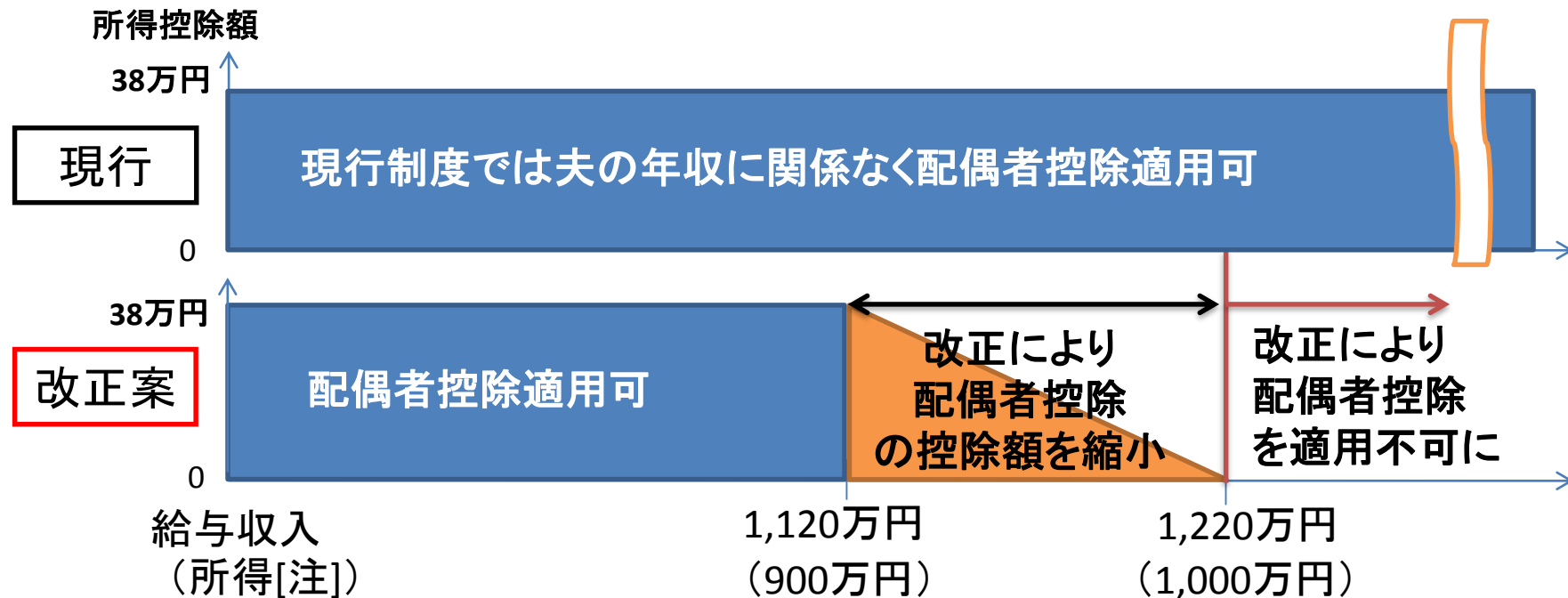


(注) 給与所得控除を控除した後の「合計所得金額」による。

この図表では夫[夫婦のうち年収が高い方]の年収による配偶者控除・配偶者特別控除の所得制限は考慮していない。

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

夫(年収のうちの多い方)の年収でみた場合



夫[夫婦のうち年収が高い方]の年収

(注) 給与所得控除を控除した後の「合計所得金額」による。

この図表では妻[夫婦のうち年収が低い方]の年収による配偶者特別控除の控除額の縮小は考慮していない。

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

(2)増税・減税になる世帯は？

●現役世帯・給与所得者(所得が給与のみ)の場合

金額:万円 (給与収入換算)		夫(夫婦のうち高い方)の年収					
		0~104	105~140	141~201	202~1,120	1,121~1,220	1,221~
妻 (夫婦のうち低い方)の年収	0~103	増減なし				増税	
	104	—	増減なし			増税	増減なし
	105~140	—	減税			ケースバイケース	増減なし
	141~201	—		減税			増減なし
	202~1,120	—		増減なし			

(出所)大綱をもとに大和総研作成

●年金受給世帯(所得が年金のみ)の場合

金額: 万円 (年金収入換算)		夫(夫婦のうち高い方)の年収			
		0~159	160~195	196~243	244~1,111
妻 (夫婦のうち 低い方) の 年 収	0~158	増減なし			
	159	—	増減なし		
	160~195	—	減税		
	196~243	—		減税	
	244~1,111	—			増減なし

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

(3) 女性の働き方への影響は？

そもそも「103万円の壁」「130万円の壁」とは・・・（現状）

- 「配偶者控除」そのものは（夫の所得が1,000万円超の場合を除いては）就業調整を行う合理的な動機とはなっていない。
- ただし、「配偶者控除」は企業の「配偶者手当」支給のベンチマークとなることにより「103万円の壁」を形成。
- このほか、社会保険加入による「130万円の壁」（大企業等においては「106万円の壁」）も存在。

○税制改正そのものによる

「女性の働き方」への影響は、ほぼない

税制改正後も、以下の金額の手前までで働くのをやめる動機が残る

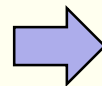
- ①夫の企業に配偶者手当あり
（配偶者控除の適用が条件） ⇒103万円
- ②妻自身が大企業等で働く ⇒106万円
- ③妻自身が中小企業等で働く ⇒130万円

⇒企業の配偶者手当・社会保険の加入扱いが焦点に

(4)証券投資への影響は？

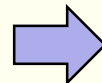
配偶者控除の所得制限は、給与所得だけでなく、
確定申告分を含む所得の合計額(合計所得金額)で判定される。

(例1) 夫の給与所得850万円
妻の所得ゼロ(専業主婦)



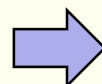
改正後も配偶者控除
38万円控除可能

(例2) 夫の所得1,010万円
(給与所得850万円+株式譲渡所得160万円※)
妻の所得ゼロ(専業主婦)



現行では配偶者控除が
受けられるが、
改正後は適用不可に！

(例3) 夫の給与所得850万円
妻の所得80万円
(専業主婦で、株式譲渡所得80万円※)



現行では控除不可だが、
改正後は配偶者特別控除
適用可(38万円控除)に！

※ 確定申告した場合